

## ■血液学的検査〔出血・凝固検査〕包括■

患者から1回に採取した血液を用いて区分D006の14から35までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ	3項目又は4項目	530点
ロ	5項目以上	722点